

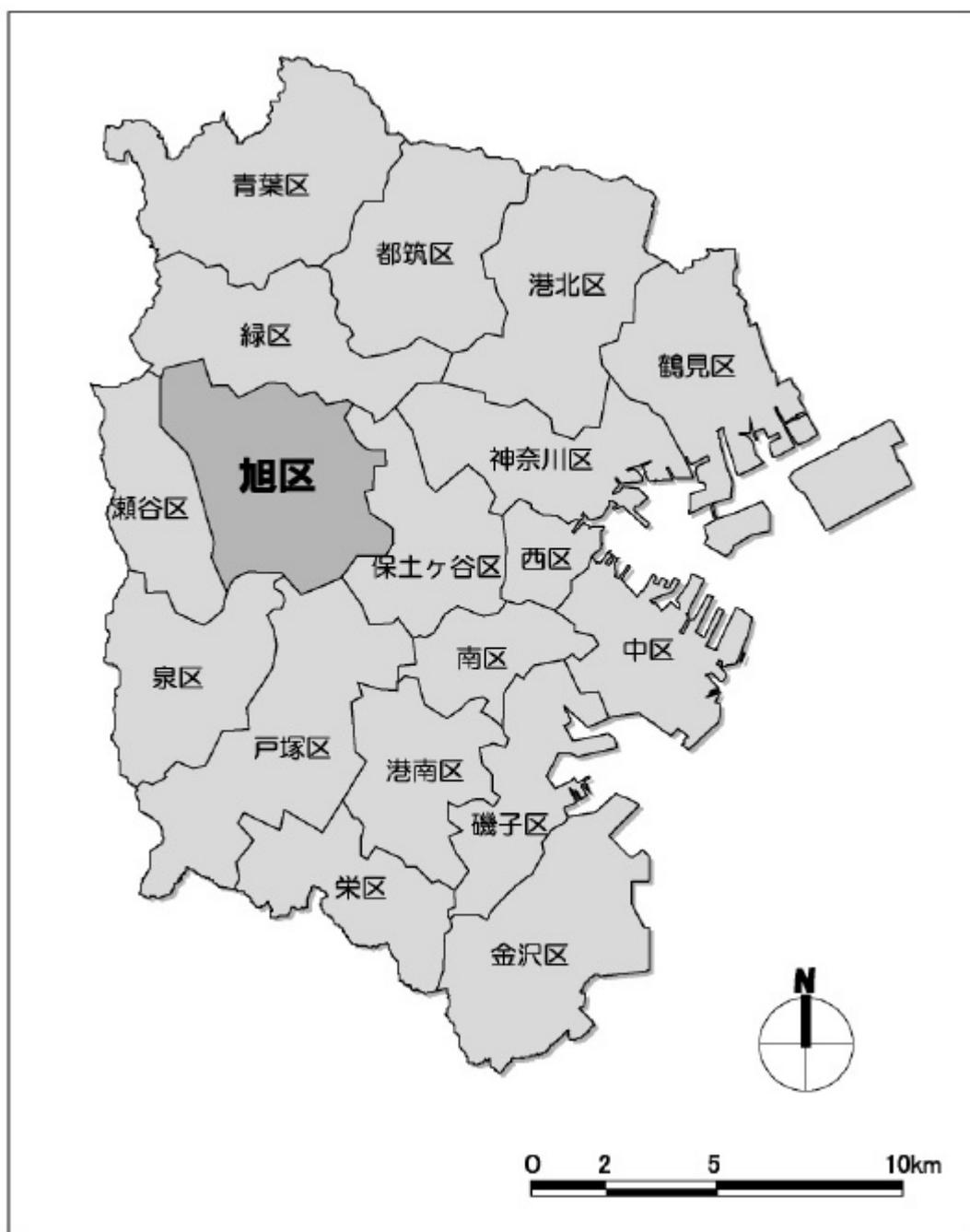
旭区のまちづくり



目次

はじめに	1
第1章 旭区の成り立ちとまちづくりの目標	3
1. 旭区の成り立ちと特徴	3
2. まちづくりの目標と将来像	8
3. 土地利用の基本的考え方	12
第2章 まちづくりの方針	13
1. 水と緑のまちづくり方針	13
2. 駅周辺のまちづくり方針	20
3. 道路・交通のまちづくり方針	25
4. 身近な生活圏のまちづくり方針	30
第3章 まちづくりの推進のために	40
1. まちづくりの推進体制	40
2. まちづくりの推進方法	43
(参考資料)「旭区のまちづくり」策定の経緯	46

<横浜市における旭区の位置>



はじめに

(1) 「旭区のまちづくり」策定のねらい

まちを住みよく整えていくためには、道路や公園などの配置、建物の建て方、緑地の保存など、様々な分野を関連づけて総合的に計画していく必要があります。

また、その実現のためには、まちづくりに関わるすべての人々が、共通のビジョンを持ってそれぞれの役割を果たすことが重要となります。

横浜市都市計画マスタープラン・旭区プラン「旭区のまちづくり」(以下、「旭区のまちづくり」という。)は、概ね 20 年後を見据えたまちづくりの共通の指針となるもので、区の将来像を描くとともに、その実現に向けた基本の方針を定めるものです。

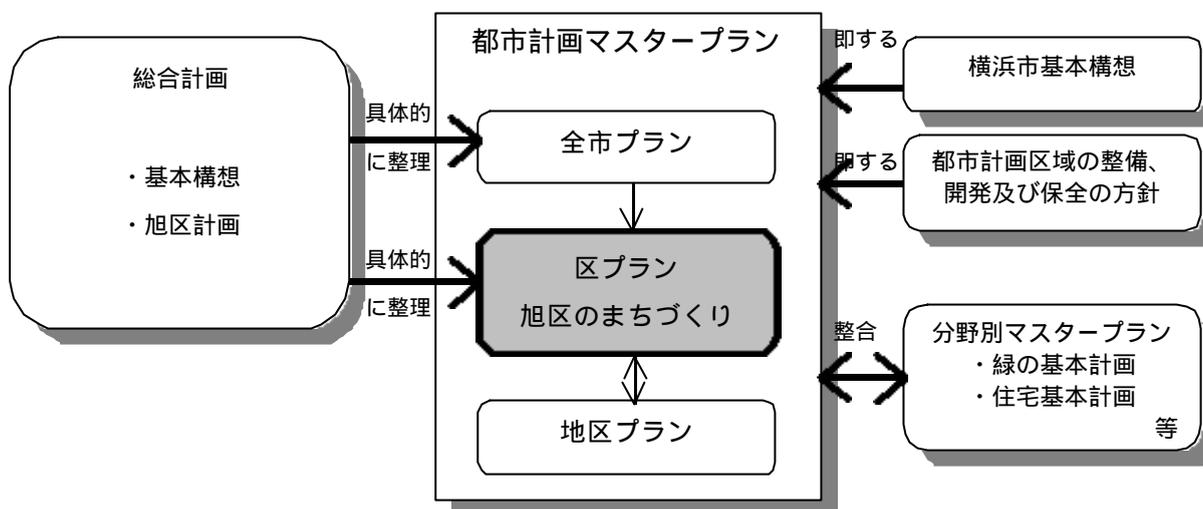
すなわち、区民、企業、行政が、社会全体の利益につながる様々な活動や施設づくりをとおして、地域の中でそれぞれの力を発揮し、お互いを支え響きあっていくことで、はじめてよりよいまちづくりが可能となるのです。

(2) 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、平成 4 年の都市計画法の改正により制度化されたもので、市町村ごとに定めることとなっています。横浜市都市計画マスタープランは、「全市プラン」、「区プラン」、「地区プラン」の 3 つの段階で策定しますが、「区プラン」の上位計画である「全市プラン」は平成 11 年度に策定されました。

「旭区のまちづくり」は、「全市プラン」を前提にしながら、区内の都市計画に関する既存のさまざまな計画を区の視点で総合的に整理するとともに、中長期にわたるまちづくりの目標と実現への方針を示すものです。

< 都市計画マスタープランの位置づけ >



都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。

(参考)

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。